

『要件事実マニュアル（第6版）第1巻』正誤表

本書第1刷（令和2年12月10日刊）につきまして、下記箇所には誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

修正箇所	誤	正
12 頁下から 3 行目	民 <u>526</u> I 参照	民 <u>522</u> I 参照
221 頁下から 3 行目	<u>詐欺</u> について	<u>錯誤又は詐欺</u> について
299 頁下から 2 行目	による <u>中断</u> を認める	による <u>時効の更新</u> を認める
318 頁下から 11 行目	抵当権者が <u>ある</u> 債権	抵当権者が <u>する</u> 債権
385 頁 14 行目	承諾に代わる判決（民 414 I、 民執 177）を求めること	承諾に代わる判決（民執 177） を求めること
386 頁下から 9 行目	土地の隣地の <u>使用者</u> であること	土地の隣地の <u>占有者</u> であること
487 頁 4 行目	ここでいう（丙の <u>乙</u> に対する	ここでいう（乙の <u>甲</u> に対する

『要件事実マニュアル（第6版）第2巻』正誤表

本書第1刷（令和2年12月10日刊）につきまして、下記箇所には誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

修正箇所	誤	正
158 頁 3 行目	当該 <u>取消し</u> の前に履行が	当該 <u>解除</u> の前に履行が
187 頁 4 行目	法 <u>597</u> 条 2 項の適用を避ける	法 <u>598</u> 条 2 項の適用を避ける
381 頁 12 行目	<u>損害</u> が不法行為を構成すること	<u>加害行為</u> が不法行為を構成すること
403 頁 10 行目	具体的に <u>予見可能する</u> などの	具体的に <u>予見可能である</u> などの
403 頁 11・12 行目	<u>最三小判平成 28 年 3 月 1 日民集 70 卷 3 号 681 頁</u>	<u>最一小判平成 27 年 4 月 9 日民集 69 卷 3 号 455 頁</u>
432 頁 5 行目	債務の承認（民 <u>153</u> I）	債務の承認（民 <u>152</u> I）
435 頁下から 2・1 行目	損害保険料算出機構である（ <u>例外的に JA 共済の関係は JA 共済連が行う</u> ）（佐久間＝八木・	損害保険料算出機構である（佐久間＝八木・
436 頁下から 3 行目	損害保険料算出機構（ <u>又は JA 共済</u> ）に対し、	損害保険料算出機構に対し、

『要件事実マニュアル（第6版）第3巻』正誤表

本書第1刷（令和2年12月10日刊）につきまして、下記箇所には誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

修正箇所	誤	正
62 頁 7 行目	したこと（会社 849Ⅲ）	したこと（会社 849Ⅴ）
248 頁下から 1 行目	本訴訟によらずに、 <u>執行異議</u>	本訴訟によらずに、 <u>執行文付与に対する異議</u>
499 頁 7 行目	まず <u>②</u> による	まず <u>後者</u> による
499 頁 8 行目	その後に <u>①</u> による	その後に <u>前者</u> による
542 頁下から 3 行目	<u>侵害品</u> の原材料費	<u>被侵害者製品</u> の原材料費
628 頁 9 行目	<u>50</u> 年以内	<u>70</u> 年以内

『要件事実マニュアル（第6版）第4巻』正誤表

本書第1刷（令和2年12月10日刊）につきまして、下記箇所には誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

修正箇所	誤	正
133 頁 2 行目	上記平等原則違反（上記 <u>ウ</u> ）	上記平等原則違反（上記 <u>c</u> ）
585 頁 2 行目	「事業性要件」（上記 <u>I 1</u> 参照）	「事業性要件」（ <u>労基 9</u> ）
703 頁 2 行目	<u>この支払</u> をした上で	<u>解雇予告手当金の支払</u> をした上で
705 頁下から 4 行目	除斥期間が <u>2</u> 年	除斥期間が <u>3</u> 年
705 頁下から 4 行目	（ <u>労基 114</u> ただし書）	（ <u>労基 114</u> ただし書, <u>附則 143 II</u> ）

『要件事実マニュアル（第6版）第5巻』正誤表

本書第1刷（令和2年12月10日刊）につきまして、下記箇所にて誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

修正箇所	誤	正
122 頁 1 行目	職業費が <u>わからない</u>	職業費が <u>かからない</u>
449 頁下から 8 行目	子が母から <u>法定相続分</u>	子が母から <u>相続分</u>
568 頁下から 2 行目	裁判文書の <u>発達</u>	裁判文書の <u>送達</u>
661 頁 11 行目	<u>相続権を有しないこと</u>	<u>相続人ではないこと</u>
697 頁 7 行目	請求原因が <u>田</u> から	請求原因 <u>田</u> が <u>田</u> から